

1 議 事 日 程

(平成29年第5回久山町議会臨時会)

平成29年10月17日

午前9時30分開会

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 発議第7号 議会広報特別委員会設置に関する決議案
- 日程第4 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第61号 久山町監査委員の選任について
- 日程第6 議案第62号 久山町監査委員の選任について
- 日程第7 議案第63号 久山町久原財産区管理会委員の選任について
- 日程第8 議案第64号 久山町久原財産区管理会委員の選任について
- 日程第9 議案第65号 久山町久原財産区管理会委員の選任について
- 日程第10 議案第66号 久山町久原財産区管理会委員の選任について
- 日程第11 議案第67号 久山町久原財産区管理会委員の選任について
- 日程第12 議案第68号 久山町久原財産区管理会委員の選任について
- 日程第13 議案第69号 久山町久原財産区管理会委員の選任について

2 出席議員は次のとおりである（10名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 山野久生 | 2番 清永義弘 |
| 3番 有田行彦 | 4番 佐伯勝宣 |
| 5番 松本世頭 | 6番 本田光 |
| 7番 阿部哲 | 8番 只松秀喜 |
| 9番 久芳正司 | 10番 阿部文俊 |

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

- | | |
|---------|---------|
| 4番 佐伯勝宣 | 5番 松本世頭 |
|---------|---------|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 町 長 久芳菊司 | 副町長 佐伯久雄 |
| 教育長 安部正俊 | 総務課長 實淵孝則 |
| 健康福祉課長 物袋由美子 | 上下水道課長 國寄和幸 |
| 会計管理者 松原哲二 | 町民生活課長 森裕子 |

— 平成29年10月臨時会 —

経営企画課長	安 倍 達 也	魅力づくり推進課長	矢 山 良 寛
教 育 課 長	久 芳 義 則	税 務 課 長	佐々木 信 一
田園都市課長	川 上 克 彦		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	中 原 三千代	議会事務局書記	山 本 恵理子
総務課主査	今 任 邦 徳		

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

ただいまから平成29年第5回久山町10月臨時会を開会いたします。

まず初めに、町長より御挨拶をお受けいたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） 議会の臨時会の開催に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

さきの日曜日に開催されました生涯学習フェスタ祭りひさやまは、あいにく終日雨天の中で行われましたけれども、雨天にもかかわらず多くの町民の方が御来場され、最後の花火大会まで一日中楽しんでいただきました。町民のほとんどの方が御参加され、また新しい住民の方も雨天の中で、まさに町にとっては最大の交流イベントとなっておりまして、また祭りが掲げる生涯学習発表の場にもなっている祭りだということを強く改めて感じさせられました。今年は雨の中、雨を避ける場所も余りなく、大変来場者には不便を感じた方も多かったのではないかと思います。また、昨年のような好天気の時も暑さをよける場もないというような状況がありますので、この祭り実行委員会は文化協会を初め商工会とか多くの方による実行委員会形式で、資金面についても企業からの協力を得られるなど、大変苦勞されながら頑張っていたいただいているところでございます。町としましても、今回のテントの増設など、支援できるものについては、できるだけまた今後協力をさせていただきたいなと感じております。

さて、本日お願いします案件は、一般会計補正予算の専決承認をお願いする案件外9つの人事案件をお願いするものでございます。

詳細については、後ほど担当課長等により御説明いたしますので、御審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部文俊君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部文俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、4番佐伯勝宣議員及び

5番松本世頭議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（阿部文俊君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 発議第7号 議会広報特別委員会設置に関する決議案

○議長（阿部文俊君） 日程第3、発議第7号議会広報特別委員会設置に関する決議案を議題とします。

提出議員、提案理由説明を求めます。

山野議員。

○1番（山野久生君） 御説明いたします。

議会広報は、議会の審議、活動状況を広く住民の皆様へ知らせる重要な役割を担っています。議会広報の充実強化を図り、編集委員として十分な活動ができるようにするため、地方自治法上の根拠を有する議会広報特別委員会を設置するものです。

名称は議会広報特別委員会とし、設置の根拠は地方自治法第109条第1項及び久山町議会委員会条例第4条の2第1項、目的は議会広報の編集、発行及び調査、委員の定数は5人、調査期限は平成33年9月29日まで、閉会中もなお編集、発行及び調査を行うことができるものとするものです。

以上、説明を終わります。

○議長（阿部文俊君） 本案に質疑のある方はお受けいたします。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） まず、今まで議会広報委員会というのはオブザーバーの議長、そして4名の委員でありました。何ゆえ、今回議長を除く5名が選ばれているのか。これは、派閥の温床になりやすい。ですから、これはもう一回選考する必要がある、私はそう考えるわけでございます。といいますのは、さきの道の駅事業、この賛否は議会広報委員会とそうでない議員と、そういつて分かれまして、5対4の争いが続きました。今回これはそういった5対4、また議案が通りやすい、私はそう考えるわけでございます。なぜなら、議

会広報という編集作業を通じて、これは連帯感が生まれやすい、そういった状況にあります。やはり、これは1名減らして今までどおり4名の議員、そして1名のオブザーバーである議長、これが私はよろしいと考えるわけでございます。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 山野議員。

○1番（山野久生君） 5人になった理由は、議員間で決め事で決めました。

それと、広報の作業に当たり4人じゃ少し足りないという見解に達しましたので、そのようにいたしました。

以上です。

○議長（阿部文俊君） ほかにございませんでしょうか。ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 私は反対でございます。

多くを語りませんが、まずこの5人というメンバー、これが派閥の温床を生みやすい、そして議会の多数決に作用されやすい。まず、議長は表決権がございますので1名除いて、そして4名、こういう形で私は進めたほうが、今後議案の審議を進める上でも公平性、私は町民の視点に立った、知る権利がある町民に対しての公平性、議会の論議ではない町民の視点、そういったことを考えて、私は従来どおりの4名プラスオブザーバー1名、議長の5名、こういった形がよろしいと思います。したがって、今回この案件には異議がございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） これで討論を終わります。

発議第7号議会広報特別委員会設置に関する決議案を採決いたします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、久山町議会委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩し、ただいま設置されました議会広報特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

委員以外の方は、この場でお待ちいただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時40分

再開 午前9時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会広報特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元に参りましたので報告いたします。

委員長山野久生議員、副委員長只松秀喜議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第60号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、平成29年度久山町一般会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定により平成29年10月11日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議事に報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額48億5,641万6,000円に平成29年10月22日執行の衆議院議員選挙費として歳入歳出それぞれ224万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,866万3,000円とするものでございます。

財源となります歳入は、県委託金の179万7,000円及び繰越金の45万円でございます。

詳細につきましては、町民生活課長が議案説明会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第61号 久山町監査委員の選任について

○議長（阿部文俊君） 日程第5、議案第61号久山町監査委員の選任について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 議案第61号久山町監査委員の選任について御説明を申し上げます。

本案は、識見を有する者のうちから選任する監査委員の任期が平成29年10月27日をもって満了することに伴い久山町監査委員を選任するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

選任をお願いする者は、住所、糟屋郡久山町大字猪野713番地2、國崎英機、生年月日、昭和15年8月18日。

國崎氏につきましては、大手民間企業で長年管理職として勤務され、また現在会社のトップとして会社経営に携われた見識により、これまで本町の監査委員として2期8年、的確な御指摘、御指導をいただいていたところであります。その功績も多大で、今後の行財政改革の推進を図っていく上で最もふさわしいお方だと考えております。御審議いただき、御同意をいただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第62号 久山町監査委員の選任について

○議長（阿部文俊君） 日程第6、議案第62号久山町監査委員の選任について、地方自治法第117条の規定により只松秀喜議員の退場を求めます。

〔8番 只松秀喜君 退席〕

○議長（阿部文俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 議案第62号久山町監査委員の選任について御説明いたします。

本案は、議員のうちから選任する監査委員の任期が満了したことに伴い久山町監査委員を選任するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

選任をお願いする者は、住所、糟屋郡久山町大字猪野981番地5、氏名、只松秀喜、生年月日、昭和32年6月30日。

只松秀喜氏につきましては、経営が厳しい今日においてコスト削減や経営改善を実行されるなど、経営者として経験と識見をお持ちであり、効率的かつ合理的、適正な予算執行等を公正な立場で御指摘、御指導いただけるものと御期待するものでございます。御審議いただき、御同意いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（阿部文俊君） 只松秀喜議員に議場へ戻っていただきます。

〔8番 只松秀喜君 着席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第63号 久山町久原財産区管理委員会委員の選任について

○議長（阿部文俊君） 日程第7、議案第63号久山町久原財産区管理委員会委員の選任について、地方自治法第117条の規定により山野久生議員の退場を求めます。

〔1番 山野久生君 退席〕

○議長（阿部文俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 議案第63号久山町久原財産区管理委員会委員の選任について御説明をいたします。

本案は、久山町久原財産区管理委員会委員の任期満了に伴い、久山町久原財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により新たに管理委員会委員を選任する必要が生じたため、議会の同意をお願いするものでございます。

選任をお願いする者、住所、糟屋郡久山町大字久原2127番地2、氏名、山野久生、生年月日、昭和35年3月4日。

山野久生氏につきましては、議員からの御推薦により選任するものであり、久山町久原財産区管理委員会委員としてふさわしい人物であると判断いたしましたので、議会の同意を求めるものでございます。御審議いただき、御同意いただけますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（阿部文俊君） 山野久生議員に議場へ戻っていただきます。

〔1番 山野久生君 着席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第64号 久山町久原財産区管理会委員の選任について

○議長（阿部文俊君） 日程第8、議案第64号久山町久原財産区管理会委員の選任について、地方自治法第117条の規定により久芳正司議員の退場を求めます。

〔9番 久芳正司君 退席〕

○議長（阿部文俊君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 議案第64号久山町久原財産区管理会委員の選任について御説明をいたします。

本案は、久山町久原財産区管理会委員の任期満了に伴い、久山町久原財産区管理会条例第3条第1項の規定により新たに管理会委員を選任する必要が生じたため、議会の同意をお願いするものでございます。

選任をお願いする者は、住所、糟屋郡久山町大字久原545番地、氏名、久芳正司、生年月日、昭和16年3月17日。

久芳正司氏につきましては、議員からの御推薦により人選したものであり、久山町久原財産区管理会委員としてふさわしい人物であると判断しましたので、議会の同意を求めるものでございます。御審議いただき、御同意いただけますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（阿部文俊君） 久芳正司議員に議場へ戻っていただきます。

〔9番 久芳正司君 着席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第65号 久山町久原財産区管理会委員の選任について

日程第10 議案第66号 久山町久原財産区管理会委員の選任について

日程第11 議案第67号 久山町久原財産区管理会委員の選任について

日程第12 議案第68号 久山町久原財産区管理会委員の選任について

日程第13 議案第69号 久山町久原財産区管理会委員の選任について

○議長（阿部文俊君） 日程第9、議案第65号から日程第13、議案第69号は、久山町久原財産区管理会委員の選任の案件でございますので、一括議題としたいと思います。異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第65号から日程第13、議案第69号の久山町久原財産区管理会委員の選任について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 議案第65号から議案第69号久山町久原財産区管理会委員の選任について一括して説明をさせていただきます。

本案は、久山町久原財産区管理会委員の任期満了に伴い、久山町久原財産区管理会条例第3条第1項の規定により新たに管理会委員を選任する必要が生じたため、議会の同意をお願いするものでございます。

まず、議案第65号から議案第68号につきましては、久原財産区の区域内にある行政区の代表者として4名の方々の選任同意をお願いするものであります。

議案第65号、住所、糟屋郡久山町大字久原781番地1、氏名、高橋進、生年月日、昭和22年5月18日。

議案第66号、住所、糟屋郡久山町大字久原3689番地1、氏名、城戸敏幸、生年月日、昭和23年9月18日。

議案第67号、住所、糟屋郡久山町大字久原2121番地1、氏名、今林武美、生年月日、昭和24年11月5日。

議案第68号、住所、糟屋郡久山町大字久原1843番地117、氏名、末松裕、生年月日、昭和25年4月14日。

最後に、学識経験者として1名をお願いするもので、議案第69号、住所、糟屋郡久山町大字久原811番地、氏名、高橋秀喜、生年月日、昭和17年8月18日。

以上の方々の選任同意をお願いするものでございます。それぞれの委員につきましては、それぞれの組織からの推薦等により人選したものであり、久山町久原財産区管理会委員としてふさわしい人物であると判断しましたので、議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部文俊君） 以上で説明は終わりました。

ここで一旦休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時57分

再開 午前11時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の審議に入ります。

議案第60号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 今回最高裁の裁判ですかね、それで機械の故障、投票機材の破損ということになってますが、そういったトラブルで機械を購入するということだと。いろいろ全国の選挙、衆議院選挙あるいは首長選挙も含めてこういったトラブルあるいはミス、そういったことで記事になることが多いんですよね。ですから、こういったトラブル、今回も機材の破損ということですけども、前もってそういった危機管理、今回はなかなか難しかったということですけども、そういった選挙管理委員会の事務体制、こういった選挙当日のそういった事務も含めまして町長はこれはどう考えてますか、そういった危機管理というそういったミスの防止、トラブルの防止、そういったものも含めてどう考えるか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回の機器の故障は、前回まで何ら問題がなかったということだったんですけども、今回の選挙は突然の解散によってということで行われて、それにしても万全の態勢をしくために機器等の管理をすぐチェックをする必要があったんじゃないかなと思いますけれども、ほかの関係については本町の選挙管理委員会は適正に私はされておると思いますので、今回機械の故障という形で急遽購入する必要ができたので補正をさせていただきますけれども、いずれにしてもいろんな面を含めて選挙を控えてのそういう機材の確認とかは、やっていただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 担当課長にも申しましたけど、危機管理というのは選管の事務、こういった本も出ておりますし、選管事務の教科書というのがあります。今回高価でもう手が出せませんでしたけど、この危機管理150の事例ということで、また別にこういった選管事務に関しての本が出てます。こういった危機を予測する、あるいは投票所に届くはずの投票の箱が届かなかったとか、そういったことでいろいろミスがあってます。そういったことを一つ一つチェックしておかないと、そういったことが起こらないとも限らない。いつニュースになるかもしれない。ですから、そういった意味で危機管理ということ、そういった啓発、選挙管理委員会は町長が任命されるものですけど、そういった教書、これを読んでもらうとか、そういった態勢というのはどうなってますか。きちんとやれてるのか、久山の場合は、いかがでしょう。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 役場の選管また職員あたりでサポートしながら危機管理はきちっと今までやってきておりますし、大きな問題が発生した事例もございません。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 今回は最高裁の選挙ということで、機材の破損ですから、直接は次の選挙にもかかわりません。しかし、選挙の効率化ということを考えたら、そういった機材で数えればもっと早く結果が出るわけですよ。町議選も11時過ぎないと結果が出ない、そういった状況じゃなくて、もっと早くやれることも可能じゃないかなということで、選挙事務の効率化、それも含めて今回この機材が破損したことでまた考える、迅速化そしてまたミスの防止、そういったことも含めて、通常選挙はもっと早く開票できるような、そういったことにつなげようと、そういった発想はないかということ。そしてまた、教書、自治体の不祥事の研究という職員用の冊子もございます。これおとし別の件で私年末の議会で議長に出そうとしたんですけど、何か引き止められたという大変不本意な状況だった、こういったものもございますので、きちんと読み込ませて対応させる、そして選挙事務、公務員の事務とは何か、それを確認させるという作業が大事じゃないかなと、意識ですね、そのように思うんですけど、町長はどう考えますか。これを最後にお聞きします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 私は今現状何ら問題はないと考えています。

（4番佐伯勝宣君「はい、いいです」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案を承認することについて、賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第61号久山町監査委員の選任についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないように、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 確かに議員必携にも個人の私生活に言及することがないようにということで、これはうたわれております。しかし、最近の議会というのはこの個人の私生活、こういった言葉がひとり歩きして、本来議論しなければいけないことが議論がなされなかったり、そういったことがなされております。ですから、今回私生活のことはもちろん言いません。しかし、これは議会のことで大変関係がある、そういったことでまたお聞きしたいと思います。

今回の候補者は3選ということでございますが、これは今まで事例が1例しかなかった。しかし、通常考えますと、この監査の3選目というとはやはりなれ合いが生じます。こういった町財政をチェックする役目、これはなれ合いがあってはいけない。そういった意味でもそろそろこれは私は交代の時期ではないかと考えます。町長はその辺は考慮されましたか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） なれ合いとかいうのが、何期したらなれ合いとかいう基準も私はわかりませんが、私としては國崎英機氏のこれまでの2期8年間の監査委員としての実績をいろいろ見る上で、数字の面だけじゃなく、いろんな経営者としての実績、経験からいろんな行政運営あるいは効率化あるいは費用対効果とか、いろんな面での民間としての鋭い視点で監査を務めていただいたということで、非常にふさわしいといえますか、それはもう議員の皆様が一番御理解いただいていると思いますし、なれ合いとか、そういう感覚でのお仕事をされた方では私はないと思ってまして、今御指摘のもう2期したから交代だと、問題は一番ふさわしい人にやっていただくのが私は一番責任ある選任の仕方だろうと思っております。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 先ほど議案の上程ですか、そういった場面でも町長は今回選任される方を大変持ち上げておられました。しかし、果たしてこの4年間無難に済んだんでしょうか。私はそうじゃないと思います。実際私も昨年議会を離れましてから、この監査委員宛てに住民監査請求をする、しかも3件する事態があった。こういったことを考えても、これは何事もなかったというわけではない。しかも、その答えが大変満足がいくものではない。あと手段としたら、もう裁判しかない。しかし、裁判まで行くつもりは私はない。そ

ういった事態なんですよ。答えになってないんですよ。

例えば何かというと3点上げますと、まず補助金目的外使用、これをチェックできなかった。そしてもう一つ、その補助金目的外使用の中に今子育て支援センターがありますよね。町長、今回は詳しく言いませんから、その件は。子育て支援センターが、これはもともとモデル住宅、これが7年を経過しないと子育て支援センターとして……

(町長久芳菊司君「関連ありますか」と呼ぶ)

関連あります。

(町長久芳菊司君「人選と関係があるのですか」と呼ぶ)

あります。大いにあります、私生活じゃない。

○議長(阿部文俊君) 手短にお願いします。

○4番(佐伯勝宣君) はい。要はそのチェックをするのは監査委員の役目だった。それが漏れてた。結果、昨年ですかね、町長選の前は、それが急遽慌てて6年半経過した時点で設置条例を半年後にやり直すよという、そういうとんでもないことをやるに至った。これもやはり監査委員がチェックしなければいけなかった。

そしてもう一つ、議会だよりですね。これが1社独占状態になってる。これは、はっきり言って三光さん。これについては、もとの局長さんもこれはまずい状況だと、例規を見まして、町長もそれ認めた。それが果たして是正されているのか。これも含めて私は住民監査請求をしたんです。そしたら、違法性を認めながらも、最後は何か不当じゃないみたいな。はっきり言いまして、ちょっと日本語的な文章じゃなかった。ですから、意見書としまして、まず監査委員は国語の勉強してくださいと、そういうふうな言い方で私はやっております。返事は来ておりません。そういった状況で、これは是正されてない状況で果たして3期できるのか。これだけ全部監査委員やらなきゃいけないですよ。これ監査が責任をとるような問題ですよ。それがなぜこういうふうに町長が申し上げるのか。補助金目的外使用、詳しくは言いませんけども、町に損害を与えていますよ。こういったことも含めて監査の仕事でしょう。そして、子育て支援センターは7年経過しないで慌ててこれやってくる。

○議長(阿部文俊君) 佐伯議員、ちょっと趣旨が、國崎さんの監査委員の選任でございますので、もう少し手短に言ってください。

○4番(佐伯勝宣君) 議長、議員の発言権は、議員必携第5章にあるように尊重されています。議会人として逸脱してない質問であるにもかかわらず、議員の発言権の尊重を侵害してでも私佐伯勝宣の発言を遮り、会議録をぶつ切り状態にするような行為を行うことを町民に対して説明できるのでしょうか。それはできないと思います。これは適正でございます。

す。

ですから、それも含めて、あとこれですね。要は指摘したことを是正してくださいと、まずそれからじゃないですか。それをしないで、なぜこの候補者、今、現職3選が適正と言えるんでしょうか。これも逸脱してますよ。そして、子育て支援センターも、設置条例を本来だったらしなければいけないのをしていない。しかも、6年半たって慌ててやる。はっきりこれ国土交通省に私言いました。もう絶句してましたよ、担当課、住宅局。こういった状態を町がやっていいのか。そして、それをチェックしなければいけないのが監査委員でしょう。そして文書も。国語を勉強してくださいと言われるような何でこういうわかりにくい文書で出すのか。私は意見書を持ってきてますよ。こういうのをきちんと、町長、説明できますか。任命権がある。前回の2期目のときも町長がこの人を適任だということで選任した。確かに議会は同意しました。しかし、こういうことで不祥事、チェックできなかった、そして不備もあり……

(町長久芳菊司君「何を質問したいのかわからん」と呼ぶ)

いや、だから適任なんですかと。

(町長久芳菊司君「それで答えるから」と呼ぶ)

はい。

○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) これは、監査委員の選任をお願いしてる案件でございます。私は適任ということで選任してるわけですから、監査委員に対する個人的な批評というのはいかななものかと思っております。

○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) 個人的な批評、これは議会のことでございます。個人の私生活には言及していません。ですから、その点を考慮されて、私は別にこれは替えられたほうがいいのではないかというふうに思います。

以上です。答えは。

(町長久芳菊司君「特にありません」と呼ぶ)

○議長(阿部文俊君) ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部文俊君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

(4番佐伯勝宣君「賛成討論か反対討論か言っていたいた

ら。反対からですね」と呼ぶ)

反対から。

(4番佐伯勝宣君「じゃ、反対討論からということで」と呼ぶ)

佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) 私佐伯勝宣は、今回の案件、監査委員選任に反対をいたします。

先ほど言いましたように、3期になりますとやはりいろんな点で緩みも生じる、そして久山町に人材がないわけではない。そして、これまで4年の間に3点監査委員が指摘すべき大きな点を見逃していた。これは、やはり大きいと思います。そして、それが是正された形跡はない。まず、こういったものを是正して、それから提案するのが筋であろうと考えるわけでございます。よって、私は今回はこの選任は適任ではないというふうに考えまして、反対討論とします。

以上です。

○議長(阿部文俊君) 次に、原案に賛成議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部文俊君) 次に、反対議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部文俊君) 次に、賛成議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部文俊君) ほかに討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部文俊君) これで討論を終わります。

これより議案第61号久山町監査委員の選任についてを採決します。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長(阿部文俊君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第62号久山町監査委員の選任について、地方自治法第117条の規定により只松秀喜議員の退場を求めます。

〔8番 只松秀喜君 退席〕

○議長(阿部文俊君) それでは、審議を続けます。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないよう、発言には

慎重を期していただきますようお願いいたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） あとの討論はないでしょうからここで言います。

私は今回の人選はいいと思います。頑張ってもらいたい。年数はまだ1年ですが、やる気はあるし、経営もされてる。そういった点で頑張っていたいただきたいと思います。しかし、この直前に決まった案件、その識見監査委員、同じ地区でございます。そういった意味で、私はちょっと上下関係が出るのではないかと、その心配をしております。ですから、それも含めて議会としての視点をもって今回候補に上がった方には頑張っていたいただきたい、そういうことで私は質問ではない、エールを送りたいと思います。

以上です。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第62号久山町監査委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

只松秀喜議員に議場へ戻っていただきます。

〔8番 只松秀喜君 着席〕

○議長（阿部文俊君） 改めまして御報告いたします。

議案第62号は賛成多数で同意することに決定いたしました。

議案第63号久山町久原財産区管理会委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定より山野久生議員の退場を求めます。

〔1番 山野久生君 退席〕

○議長（阿部文俊君） 本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないよう、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 賛成討論でございます。

普通は反対討論はありませんかで賛成討論でございます。だから、本当を言うと反対者がなかったら……。

○議長（阿部文俊君） 済みません。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 次に、賛成者の討論を行います。

○4番（佐伯勝宣君） 反対者がなかったら普通賛成者の討論もないはずでございますが、それでも言わせていただきます。

山野議員は適任だと思います。やはり4年間この管理会の委員をされて非常に真面目でございました。私とは好対照でございます。体力もでございます。ですから、大変期待をしております。ただ、先ほども委員会で言いましたが、この4年間は財産区委員は山を歩いていない。ですから、全体を把握し切れていないはずでございます。これからの任期、新しく委員になられるこの候補の方にはしっかり山を歩いて財産区の山を把握していただき、そしてこの久山の山を守っていただきたい、山林を守っていただきたい、そういうことで賛成討論といたします。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ほかに討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） これで討論を終わります。

これより議案第63号久山町久原財産区管理会委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

山野議員に議場に戻っていただきます。

〔1番 山野久生君 着席〕

○議長（阿部文俊君） 改めて御報告いたします。

議案第63号は全員賛成で同意することに決定いたしました。

次に、議案第64号久山町久原財産区管理委員会委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、久芳正司議員の退場を求めます。

〔9番 久芳正司君 退席〕

○議長（阿部文俊君） 本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないよう、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号久山町久原財産区管理委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

久芳正司議員に議場へ戻っていただきます。

〔9番 久芳正司君 着席〕

○議長（阿部文俊君） 改めて御報告いたします。

議案第64号は全員賛成で同意することに決定しました。

次に、議案第65号久山町久原財産区管理委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないよう、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号久山町久原財産区管理会委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第66号久山町久原財産区管理会委員の選任についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないように、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号久山町久原財産区管理会委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第67号久山町久原財産区管理会委員の選任についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないように、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号久山町久原財産区管理会委員の選任についてを採決します。

本案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第68号久山町久原財産区管理会委員の選任についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないように、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号久山町久原財産区管理会委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第69号久山町久原財産区管理会委員の選任についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないように、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号久山町久原財産区管理会委員の選任についてを採決いたします。
本案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第5回久山町議会10月臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時30分